

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年10月17日
【四半期会計期間】	第61期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）
【会社名】	船井電機株式会社
【英訳名】	FUNAI ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 前田 哲宏
【本店の所在の場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072（870）4304
【事務連絡者氏名】	理事 経理部長 池上 圭一
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072（870）4304
【事務連絡者氏名】	理事 経理部長 池上 圭一
【縦覧に供する場所】	船井電機株式会社 東京支店 （東京都千代田区外神田4丁目11番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社の連結子会社であるP&F USA, Inc.において税務調査の指摘による未払税金、運送費、販売協力金及び未納付税金に係る延滞税等の計上、並びにP&F MEXICANA, S. A. DE C. V.において販売協力金の計上について、本来計上すべき会計年度での会計処理を失念して不適切な会計処理となっていたことが判明したことから、当社は平成28年8月4日に社内調査委員会を設置し、事実関係解明のために調査を実施いたしました。

同委員会による調査結果報告等を受け、当社は過去に提出いたしました有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表及び財務諸表並びに四半期連結財務諸表に含まれる一連の不適切な会計処理を訂正することといたしました。

これらの決算訂正により、当社が平成25年2月6日に提出いたしました第61期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）に係る四半期報告書の記載事項の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第4 経理の状況

2. 監査証明について

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

四半期連結包括利益計算書

注記事項

(セグメント情報等)

(1株当たり情報)

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみ全文を記載しております。また、単位未満の訂正についても_____線を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第60期 第3四半期連結 累計期間	第61期 第3四半期連結 累計期間	第60期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高（百万円）	203,482	<u>146,154</u>	246,147
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	<u>811</u>	<u>△977</u>	<u>△457</u>
四半期（当期）純損失（△）（百万円）	<u>△4,188</u>	<u>△3,413</u>	<u>△5,261</u>
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	<u>△9,909</u>	<u>△407</u>	<u>△7,117</u>
純資産額（百万円）	<u>120,408</u>	<u>121,263</u>	<u>123,212</u>
総資産額（百万円）	182,058	<u>179,371</u>	176,607
1株当たり四半期（当期）純損失（△）（円）	<u>△122.79</u>	<u>△100.06</u>	<u>△154.23</u>
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	<u>65.53</u>	<u>66.89</u>	<u>69.15</u>

回次	第60期 第3四半期連結 会計期間	第61期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失（△）（円）	<u>△21.22</u>	<u>13.42</u>

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第60期及び第60期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期（当期）純損失であるため記載しておりません。

4. 第61期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における当社の主要市場である米国経済は、住宅市場及び雇用情勢が改善し、加えて個人消費も底堅く推移し、懸念された財政の崖が当面回避されことから緩やかな成長となりました。欧州では景気の低迷は続きましたが、欧州中央銀行による無制限のスペイン等の国債購入などの対策表明からユーロ経済圏の債務危機は当面回避され、中国でも新政権の陣容が固まり、その経済対策から景気の持ち直しがみられました。また、わが国におきましては、当第3四半期連結累計期間後半に安倍新政権の金融緩和等の政策への期待から円安、株高基調となり景気の先行きに明るさがみられました。

当民生用電気機器業界におきましては、平成24年は金額ベースで平成21年以来、デジタル家電市場が縮小するという厳しい状況下、液晶テレビ需要は低迷する一方で、スマートフォンやタブレット端末は顕著に伸長するなど、市場を牽引する製品の主役交代がみられました。

このような経営環境の中、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の当第3四半期連結累計期間の売上高は146,154百万円（前年同四半期比28.2%減）となりました。

利益面につきましては、営業損失は2,927百万円（前年同四半期は2,374百万円の営業利益）、経常損失は977百万円（前年同四半期は811百万円の経常利益）、四半期純損失は3,413百万円（前年同四半期は4,188百万円の四半期純損失）となりました。

所在地別セグメントの状況は次のとおりであります。

① 日本

プリンターの受注減により情報機器が大幅減収となったことに加え、需要が低迷しているブルーレイディスクレコーダも売上高が前年に比べ大きく落ち込む厳しい状況となりました。

また、地上波デジタル放送移行後の市場の冷え込みの影響により、液晶テレビと受信関連電子機器も前年を大きく下回りました。この結果、売上高は37,890百万円（前年同四半期比59.8%減）となり、セグメント損失（営業損失）は559百万円（前年同四半期は5,532百万円のセグメント利益（営業利益））となりました。

② 北米

DVD関連製品は、ブルーレイディスクプレーヤーは増加したものの、全体としては市場縮小と競争激化の影響により前年を下回りました。一方、液晶テレビは期初から好調に推移している価格訴求力のある製品を中心に大手量販店向けが堅調であったことから、メキシコ市場を含め増収となりました。また、平成24年9月より販売を開始したPHILIPSブランドのオーディオアクセサリ製品も売上に寄与いたしました。この結果、売上高は104,709百万円（前年同四半期比4.2%増）となり、セグメント損失（営業損失）は1,260百万円（前年同四半期は1,425百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

③ アジア

売上高は654百万円（前年同四半期比84.7%減）となり、セグメント利益（営業利益）は505百万円（前年同四半期比14.4%減）となりました。

④ 欧州

液晶テレビとDVD関連製品は市場の低迷に加え、競争激化により減収となりました。この結果、売上高は2,899百万円（前年同四半期比36.4%減）、セグメント損失（営業損失）は202百万円（前年同四半期は953百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の財政状態は下記のとおりであります。

資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて2,764百万円増加いたしました。その主なものは、現金及び預金が7,565百万円、有価証券が3,500百万円減少し、受取手形及び売掛金が2,899百万円、商品及び製品が11,497百万円増加したことなどによるものであります。

負債の部につきましては、前連結会計年度末に比べて4,713百万円増加いたしました。その主なものは、流動負債のその他に含まれている未払金が4,629百万円増加したことなどによるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて1,949百万円減少いたしました。その主なものは、利益剰余金が5,119百万円減少し、為替換算調整勘定が2,915百万円増加したことなどによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、6,984百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、従業員数が前連結会計年度末に比べ544名増加いたしました。これは主に中山船井電機有限公司（セグメントの名称：アジア）の設立によるものであります。

なお、従業員数は就業人員数であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月6日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	36,130,796	36,130,796	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	36,130,796	36,130,796	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年2月1日からこの四半期報告書提出日までのストック・オプションの権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	—	36,130,796	—	31,307	—	32,833

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,011,600	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式34,110,600	341,106	—
単元未満株式	普通株式 8,596	—	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	36,130,796	—	—
総株主の議決権	—	341,106	—

②【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号	2,011,600	—	2,011,600	5.57
計	—	2,011,600	—	2,011,600	5.57

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(役職の異動)

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	常務執行役員	取締役	執行役員	上村 義一	平成24年11月19日

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	68,146	60,580
受取手形及び売掛金	32,296	35,195
有価証券	4,500	1,000
商品及び製品	22,387	<u>33,884</u>
仕掛品	1,570	1,310
原材料及び貯蔵品	10,005	8,343
その他	6,905	8,101
貸倒引当金	△120	△162
流動資産合計	<u>145,689</u>	<u>148,253</u>
固定資産		
有形固定資産	14,785	14,650
無形固定資産	4,795	3,180
投資その他の資産		
その他	11,634	13,492
貸倒引当金	△297	△205
投資その他の資産合計	<u>11,336</u>	<u>13,287</u>
固定資産合計	<u>30,917</u>	<u>31,117</u>
資産合計	<u>176,607</u>	<u>179,371</u>
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,623	29,275
短期借入金	4,583	3,925
未払法人税等	325	1,436
引当金	1,072	<u>806</u>
その他	<u>15,081</u>	<u>20,059</u>
流動負債合計	<u>50,685</u>	<u>55,503</u>
固定負債		
引当金	2,108	2,048
その他	600	555
固定負債合計	<u>2,708</u>	<u>2,603</u>
負債合計	<u>53,394</u>	<u>58,107</u>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,307	31,307
資本剰余金	33,272	33,272
利益剰余金	<u>110,752</u>	<u>105,632</u>
自己株式	△24,341	△24,341
株主資本合計	<u>150,991</u>	<u>145,871</u>
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	56	113
為替換算調整勘定	<u>△28,916</u>	<u>△26,000</u>
その他の包括利益累計額合計	<u>△28,859</u>	<u>△25,887</u>
新株予約権	106	118
少数株主持分	974	1,161
純資産合計	<u>123,212</u>	<u>121,263</u>
負債純資産合計	<u>176,607</u>	<u>179,371</u>

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
売上高	203,482	146,154
売上原価	172,078	122,724
売上総利益	31,404	23,429
販売費及び一般管理費	29,029	26,357
営業利益又は営業損失(△)	2,374	△2,927
営業外収益		
受取利息	159	213
受取配当金	91	35
為替差益	—	1,746
その他	176	265
営業外収益合計	427	2,261
営業外費用		
支払利息	106	62
持分法による投資損失	32	23
為替差損	1,595	—
違約金	—	68
その他	255	156
営業外費用合計	1,990	311
経常利益又は経常損失(△)	811	△977
特別利益		
固定資産売却益	6	341
投資有価証券売却益	0	—
特別利益合計	6	341
特別損失		
固定資産処分損	28	62
減損損失	—	1,614
その他	393	84
特別損失合計	422	1,761
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失(△)	395	△2,397
法人税等	3,496	73
過年度法人税等	※1 935	※1 922
法人税等合計	4,432	995
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△4,036	△3,392
少数株主利益	152	20
四半期純損失(△)	△4,188	△3,413

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失 (△)	<u>△4,036</u>	<u>△3,392</u>
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△628	55
為替換算調整勘定	<u>△5,226</u>	<u>2,931</u>
持分法適用会社に対する持分相当額	△17	△2
その他の包括利益合計	<u>△5,872</u>	<u>2,985</u>
四半期包括利益	<u>△9,909</u>	<u>△407</u>
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	<u>△10,060</u>	<u>△440</u>
少数株主に係る四半期包括利益	151	33

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、Funai India Private Limitedは重要性が増加したため、連結の範囲に含めております。また、中山船井電機有限公司は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

第2四半期連結会計期間より、広東船明光電有限公司は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当第3四半期連結会計期間より、上海曜船光電有限公司は重要性が増加したため、持分法適用の範囲に含めております。

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社及び一部の国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる営業損失、経常利益及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純損益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

(タックスヘイブン対策税制について)

(1) 当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日及び平成20年8月6日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成20年7月3日及び平成21年7月23日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。また、平成18年11月16日及び平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起し、平成20年11月26日より併合して審理が行われ、平成23年6月24日、当社の請求を棄却する判決がなされました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成23年7月7日、大阪高等裁判所に控訴し、平成24年7月20日、当社の請求を棄却する旨の判決を受けました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成24年8月1日、最高裁判所に上告及び上告受理の申立をいたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれぞれ16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）及び15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）に従い、平成19年3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(2) 当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円（附帯税を含め935百万円）であります。これについては、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(3) 大阪地方裁判所に提起しておりました平成17年6月28日付及び平成20年6月16日付の更正処分に対する取消請求訴訟について、平成23年6月24日、当社の請求を棄却する判決がなされたことから、税務調査が終了した年度の翌連結会計年度である平成23年3月期から当該税制を適用した場合の影響額を、平成24年3月期から費用処理することといたしました。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
<p>※1. 過年度法人税等 (タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分) 当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行いました。 追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円(附帯税を含め935百万円)であります。これについては、「過年度法人税等」として費用処理いたしました。</p>	<p>※1. 過年度法人税等 当社の連結子会社であるFUNAI EUROPE GmbHは、当社及び当社の連結子会社であるFUNAI ELECTRIC EUROPE Sp. z o. o. との取引に関し、ドイツ税務当局による移転価格税制に関わる調査を受けておりました。当第3四半期連結累計期間において、ドイツ税務当局より移転価格税制に基づく更正を受ける可能性が高くなったと判断したことから、追徴税の見込額を「過年度法人税等」として計上しております。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費 4,778百万円	減価償却費 4,036百万円
のれんの償却額 17	のれんの償却額 7

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月23日 取締役会	普通株式	1,364	40	平成23年3月31日	平成23年6月14日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月21日 取締役会	普通株式	1,705	50	平成24年3月31日	平成24年6月14日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1.	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2.
	日本	北米	アジア	欧州	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	94,143	100,503	4,276	4,558	203,482	—	203,482
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	89,474	0	130,848	3	220,327	(220,327)	—
計	183,618	100,503	135,125	4,562	423,810	(220,327)	203,482
セグメント利益又はセグメント 損失(△)	5,532	<u>△1,425</u>	590	△953	<u>3,744</u>	(1,369)	<u>2,374</u>

(注) 1. セグメント利益の調整額△1,369百万円には、セグメント間取引消去5百万円、各報告セグメントに
配分していない全社費用△693百万円及び棚卸資産の調整額△681百万円が含まれております。全社費用
は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1.	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2.
	日本	北米	アジア	欧州	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	37,890	<u>104,709</u>	654	2,899	<u>146,154</u>	—	<u>146,154</u>
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	103,851	0	106,559	0	210,411	(210,411)	—
計	141,742	<u>104,709</u>	107,214	2,899	<u>356,565</u>	(210,411)	<u>146,154</u>
セグメント利益又はセグメント 損失(△)	△559	<u>△1,260</u>	505	△202	<u>△1,516</u>	(1,410)	<u>△2,927</u>

(注) 1. セグメント損失(△)の調整額△1,410百万円には、セグメント間取引消去13百万円、各報告セグメ
ントに配分していない全社費用△647百万円及び棚卸資産の調整額△776百万円が含まれております。全
社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「日本」セグメントにおいて、世界的な需要の減退に伴う生産モデルの見直し等により、将来の使用度合いが低下したと判断した特許に関する通常実施権等の資産について回収可能性を評価し、減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において1,614百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	<u>△122円79銭</u>	<u>△100円06銭</u>
(算定上の基礎)		
四半期純損失(△)(百万円)	<u>△4,188</u>	<u>△3,413</u>
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(百万円)	<u>△4,188</u>	<u>△3,413</u>
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,114	34,119

(注) 1. 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

株式取得による会社等の買収

当社は、平成25年1月24日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月29日に、Royal Philips Electronics（本社：オランダ、NYSE：PHG、AEX：PHIA、以下「PHILIPS」といいます。）のライフスタイル・エンターテイメント事業（注）を承継する会社（以下「新設会社」といいます。）の全株式を、PHILIPSより取得（以下「本件取引」といい、本件取引の対象となる事業を「対象事業」といいます。）することを決定し、同日、株式売買契約を締結いたしました。

(注) ライフスタイル・エンターテイメント事業は、PHILIPSブランドの以下の製品の開発・設計、販売及び一部製造を行っております。

オーディオ・ビデオ・マルチメディア製品…ホームオーディオ機器、ヘッドホン、スピーカー、車載オーディオ、ビデオ関連機器、ポータブルオーディオ、ポータブルビデオプレーヤー、ホームメディアプレーヤー等

ホームコミュニケーション製品……………D E C T方式コードレス電話機

アクセサリ製品……………電池、ケーブル類、メディア・ストレージ、OAタップ、携帯電話向けポータブル充電器、テレビアンテナ等

なお、本件取引においてはライフスタイル・エンターテイメント事業のうち汎用リモート・コントロール機器に関する事業は取得の対象となっておりません。また、対象事業のうちビデオ関連機器の開発・設計及び製造にかかる事業は今回の承継対象となっておりますが、新設会社への承継時期は平成29年を予定しております。

(1) 株式取得の理由

当社は、平成20年9月に米国及びカナダに於けるPHILIPSの民生用テレビの供給、配送、マーケティング及び販売活動を担うブランドライセンス契約を締結したのにつき、平成24年7月にPHILIPSが設計及び開発した対象事業の製品を米国、カナダ及びメキシコにて販売する契約をPHILIPSと締結いたしました。

当社は、「既存事業の拡大・強化」「新規市場への展開」「新規事業分野への展開」を成長戦略の3つの柱と位置付け、この戦略の達成のため、既存の経営資源の強化のほか、上記のような企業提携及びM&A等の社外における成長機会の活用についても模索して参りました。

今回、本件取引により対象事業を承継することから、当社グループの取扱製品群の拡充と欧州の先進国に加えアジアや南米などの新興国を含めた販売地域の拡大が可能となります。このため、当社グループの今後のビジネスを永続的に成長させるものと考え、新設会社の株式を取得することといたしました。

(2) 株式取得の相手先の名称

Royal Philips Electronics

(3) 取得する会社の名称等

- ① 名称 未定（注）
- ② 所在地 未定（注）
- ③ 代表者の役職・氏名 未定（注）
- ④ 資本金 未定（注）
- ⑤ 事業内容 対象事業の製品の開発・設計、販売及び一部製造

(注) 新設会社は、平成25年度上半期に設立されるため、当四半期報告書提出日現在において決定しておりません。

(4) 株式取得の時期

① 株式売買契約締結	平成25年1月29日
② 株式引渡期日	平成25年中（予定）（注）

(注) 株式引渡期日については、米国、ドイツ、ウクライナ、ロシア、ポーランド、トルコ、台湾等、各地域の競争法に関する確認完了後、平成25年中を想定しております。

(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

① 異動前の所有株式数の発行済株式数に対する割合	0.0% (議決権所有割合：－%)
② 取得株式数の発行済株式数に対する割合	100.0%
③ 取得価額	新設会社の株式 17,250百万円 (注) 1. 2. アドバイザー費用等 (概算額) 830百万円 (注) 1. 3. 合計 (概算額) 18,080百万円
④ 異動後の所有株式数の発行済株式数に対する割合	100.0% (議決権所有割合：100.0%)

(注) 1. 1ユーロを115円として計算しております。

2. 新設会社の株式の取得価額は上記金額を予定しておりますが、前記の株式引渡期日における対象事業の現預金、有利子負債、有形固定資産及び運転資本に基づいて調整がなされる予定であります。

3. アドバイザー費用等は、概算額であり、ファイナンシャル・アドバイザー、法務アドバイザー、会計アドバイザー及び税務アドバイザーに支払うアドバイザー費用並びにその他新設会社の株式取得に伴い発生する費用の合計額であります。

(6) 支払資金の調達方法

本件取引の取得費用は、全額自己資金を充当する予定であります。

2【その他】

タックスヘイブン対策税制について

(1) 当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日及び平成20年8月6日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成20年7月3日及び平成21年7月23日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。また、平成18年11月16日及び平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起し、平成20年11月26日より併合して審理が行われ、平成23年6月24日、当社の請求を棄却する判決がなされました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成23年7月7日、大阪高等裁判所に控訴し、平成24年7月20日、当社の請求を棄却する旨の判決を受けました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成24年8月1日、最高裁判所に上告及び上告受理の申立をいたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれぞれ16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）及び15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）に従い、平成19年3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(2) 当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円（附帯税を含め935百万円）であります。これについては、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。